第13回教育委員会会議

令和5年8月29日 午後3時30分 教育センター講義室

案 件

報告第27号 職員の人事について

報告第27号

職員の人事について

大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項により、次のとおり教育長による急施専決を行ったので、同条第2項の規定に基づき報告する。

記

別紙調書のとおり、人事異動を発令する。

調書

(令和5年9月1日付)

項	新補職名	補職名	職種	氏名	備考
	(課長代理級)				
1	大阪都市計画局計画推進室課長補佐兼 拠点開発室課長補佐	総務部総務課担当係長	事務職員	大曲 清文	転出 昇任
	(係 長 級)				
	総務部総務課担当係長	総務部学事課担当係長	事務職員	山田 公平	転任
3	総務部学事課担当係長	総務部学事課勤務	事務職員	松尾 紘和	昇任

(参考) 大阪市教育委員会教育長専決規則(抄)

- 第2条 教育長は、緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず、教育委員 会の会議において議決すべき事項を専決することができる。
- 2 教育長は、前項の規定による専決を行つたときは、次の教育委員会の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。